

伊勢市環境会議会則

【1 基本的事項】

(名称)

第1条 この会は、伊勢市環境会議（以下「環境会議」という。）と称する。

(事務所)

第2条 環境会議の事務所は、伊勢市役所内に置く。

(目的)

第3条 環境会議は、自然環境や生活環境等について、各主体が知恵を提供し合い、また、協働による取組みを実践することにより、各主体による活動の活性化及び人材育成、ネットワークの形成を図り、伊勢市の環境保全・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 環境会議は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境保全・向上に関する実践活動
- (2) 啓発活動
- (3) 調査・研究活動
- (4) 情報交換・情報共有
- (5) 意見・提案
- (6) 前5号に掲げるもののほか、環境会議の目的達成のために必要な事業

【2 組織・構成】

（組織）

第5条 環境会議は、次の各号のいずれかに該当する者で第3条の目的に賛同する者及び市をもって組織する。

- （1）市民
- （2）伊勢市の区域内に事務所等（事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。）を有する者
- （3）前号に規定する事務所等を有する法人、その他の団体に所属し、勤務、又は通学する者

（入会の手続き）

第6条 環境会議に入会しようとする者（市を除く。）は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による入会の申込みがあった場合において、申込者が前条の規定に該当しないと認められるときは、当該申込みを受理しないことができる。

（退会）

第7条 会員（市を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、退会しようとするときは、別に定める退会申出書を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 第1項の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって退会する。
 - （1）第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - （2）死亡又は解散
 - （3）除名

（除名）

第8条 環境会議は、会員が環境会議の名誉を著しく害する行為を行ったときは、全体会の決議により、当該会員を除名することができる。

【3 役員】

(役員)

第9条 環境会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 役員は、会員のうちから全体会において選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員が任期の満了により退任した場合は、その役員は、後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(役員退任)

第11条 役員は、退会したとき、又は全体会において解任の決議があったときは、退任する。

(役員職務)

第12条 会長は、環境会議を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して環境会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、環境会議の業務を監査する。

(役員報酬)

第13条 役員報酬は、無給とする。

【4 会議】

(会議)

第14条 環境会議の会議は、全体会、役員会、定例会、部会とする。

2 全体会は、次のとおりとする。

(1) 全体会は、会員をもって組織する。

(2) 全体会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(3) 全体会は、次に掲げる事項について審議し、決議する。

①会則の制定及び改廃に関すること。

②この会則の定めるところにより全体会において決議すべきものとされた事項

(4) 全体会は、すべての会員の過半数が出席しなければ、これを開き、決議することができない。

(5) 全体会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(6) 前号の規定にかかわらず、第22条に掲げる全体会の決議は、すべての会員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

3 役員会は、次のとおりとする。

(1) 役員会は、会長、副会長及び事務局長をもって組織する。

(2) 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(3) 役員会は、次に掲げる事項について審議し、決議する。

①事業計画及び収支予算の決定

②事業報告及び収支決算の承認

③この会則の定めるところにより役員会において決議すべきものとされた事項

④その他役員会において必要と認める事項

4 定例会は、次のとおりとする。

(1) 定例会は、会員をもって組織する。

(2) 定例会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(3) 定例会は、第4条に定める事業の企画及び実施調整を行う。

(4) 定例会は、原則月1回開催する。

5 部会は、次のとおりとする。

(1) 会長は、部会を置くことができる。

(2) 部会に属すべき会員は、会長が指名する。

(3) 部会に、部会長を置き、会長が指名する。

(4) 部会長は、当該部会の業務を掌理する。

【5 関係団体等の協力】

(関係団体等の協力)

第 15 条 会長は、事業を遂行するために必要があるときは、関係する団体及び個人に対し、定例会及び部会への出席、資料の提供、事業実施に対する支援その他必要な協力を求めることができる。

【6 事務局】

(事務局)

第 16 条 環境会議に、環境会議の事務を処理させるため、事務局を置く。
2 事務局は、市の環境担当課をもって充てる。
3 事務局に事務局長を置き、市の環境担当課長をもって充てる。

【7 会計】

(会計年度)

第 17 条 環境会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 18 条 環境会議の経費は、市負担金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第 19 条 会長は、毎会計年度の予算案を作成しなければならない。
2 第 1 項の予算案は、役員会の決議を経なければならない。

(決算)

第 20 条 会長は、毎会計年度の終了後速やかに、決算書及び事業報告書を作成し、監事の監査に付さなければならない。
2 会長は、前項の規定により監事の監査に付した決算書及び事業報告書を監事の意見を付けて役員会に提出し、その承認を受けなければならない。
3 会長は、前項の規定により役員会の承認を得た場合は、全体会に報告しなければならない。

【8 活動補助費】

(活動補助費)

第 21 条 第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事業のうち、環境会議が参画する事業を実施するため、参加した会員に、1 回につき、1 人に対し活動補助費 500 円を支出する。

- 2 活動補助費は、前期（4 月から 9 月まで）と後期（10 月から翌年 3 月まで）の実績に基づき、各期末に支出する。

【9 その他】

(解散)

第 22 条 環境会議は、全体会の決議によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 23 条 解散した環境会議の残余財産は、市に帰属する。

(補則)

第 24 条 この会則に定めるもののほか、環境会議の運営に関し必要な事項は、役員会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 25 年 4 月 22 日から施行する。
- 2 環境会議の最初の会計年度における第 17 条の規定の適用については、同条中「毎年 4 月 1 日」とあるのは「この会則の施行の日」とする。

附 則（令和 3 年 7 月 12 日）

- 1 この会則は、令和 3 年 7 月 12 日から施行し、改正後の第 21 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。